

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

社名 株式会社エイコーワールド
(業種) 無店舗小売業(観光土産)
代表取締役 島 徹

1. 基本チェックリスト

1. 従業員の就業前の体温測定
2. 従業員の手指消毒の徹底
3. 従業員のマスクの着用
4. 入口での手指の消毒設備の設置
5. 納品業者、運送業者に対する来社時のマスク着用お願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための出社、来社

① 発熱等の症状のある方の制限

- ・発熱や咳、倦怠感、頭痛、咽頭痛等の症状がある方については、原則として従業員は自宅待機、業者に対しては他の作業員に対応してもらう。
- ・勤務中に体調が悪くなった従業員も直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・発熱や体調が悪く自宅待機となった従業員には、毎日、健康状態を確認した上で、症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。

② 密にならないための対策

- ・作業場が混雑しないよう、時差納品を実施する。納品業者に協力を求める。

③ 入社制限

- ・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。来社をお断りする。

④ その他

- ・作業場・事務所に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求める。
- ・予約による来社を求める。予約なしの来社はお断りする。
- ・始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。また、手洗いができない環境下では、手指消毒液を配置、携行させる。

(2) 対人距離の確保の方法

① 接触感染対策

- ・従業員が、できる限り 2 メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置については、作業台 1 台につき、1 名とする。
- ・担当者以外は納品チェックをしない。(接触者をできるだけ減らす)
- ・1 梱包終了ごとに除菌スプレーで手指の消毒を行う。
- ・空港にて接客中はなるべく距離を取り対応する。
- ・除菌スプレーを携行し、こまめに手指の消毒を行う。可能な限り手洗いもする。
- ・他人と共有する物品は可能な限り少なくし、自分の物品を使用する。不足になる前に発注する。

② 飛沫感染対策

- ・梱包作業中、接客中は必ずマスクを着用する。

(3) 施設の換気対策

- ・熱中症、暑さ対策も考慮し、2 時間おきに出入口を開け、換気する。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・複数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- ・ドアノブなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。
- ・作業終了後、自分の持ち場、物品の消毒をし、最後に手洗いをする。毎日実施する。

(5) その他基本的な感染拡大予防策

- ・ペーパータオルを設置する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。
- ・唾液等が付着するゴミ、マスクや手袋はビニール袋に入れて密閉した上でゴミ袋に入れる。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ・エプロンはこまめに洗濯する。

*消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、最適な消毒液を用いる。

3. 新型コロナウイルス感染症発生、濃厚接触者への対応

(1) 感染症発生

- ・感染者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては社内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策をあらためて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者

- ・健康観察、外出自粛の要請等を行う。
- ・保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとる。

(3) 濃厚接触者への対応

- ・濃厚接触者の疑いがある従業員は、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検させる。また、その結果の報告を速やかに受けることとします。
- ・保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14 日間出勤を停止し、健康観察を実施する。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。(「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領(暫定版)(国立感染症研究所感染症疫学センター令和 2 年 4 月 20 日版)」)

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることのできる距離(目安として 1 メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的にはんだんする)

(4)設備等の消毒の実施

- ・保健所が必要と判断した場合には、感染者、接触者が使用した、机、台、物品の消毒を実施。
- ・消毒は、保健所の指示に従って実施。緊急を要し、自ら行う場合には、マスク、手袋を厳重にし、実施。手指が頻回に接触する箇所は特に念入りに消毒する。

(5)業務の継続

- ・感染症患者、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品およびサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握する。
- ・重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成。

沖縄県ホームページ ガイドライン策定
一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
日本小売業協会
公共社団法人 全国通運連盟
一般社団法人 航空貨物運送協会

より抜粋